学校いじめ防止基本方針

岸和田市立城内小学校

令和３年４月１日

いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすだけではなく命や安全が脅かされる、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が連携し、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識と態度を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「明るく希望を持って進む子ども」「正しく判断し自主的に行動する子ども」「友だちを大切にし助け合う子ども」を教育目標としている。この教育目標を達成するため、「豊かな人権感覚を養い、お互いを認め合い支え合うことのできる児童の育成」を人権教育目標として日々の教育委活動に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等　当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

また、けんかやふざけ合いの中にも被害が発生している場合もあるため、背景の事情確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する必要がある。

3 いじめ防止のための組織

（1）名称

「いじめ対策委員会」

（2）構成員

校長、教頭、首席、子ども支援 Co、生活指導推進主担者、人権教育推進主担者、特別支援教育推進主担者、共同研究推進主担者、各学年主任、養護教諭、児童会主担者、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(SSW)スクールロイヤーなど）

(3) 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめの未然防止
- いじめの対応策を検討する
- いじめ対応委員会を必要に応じて開催する

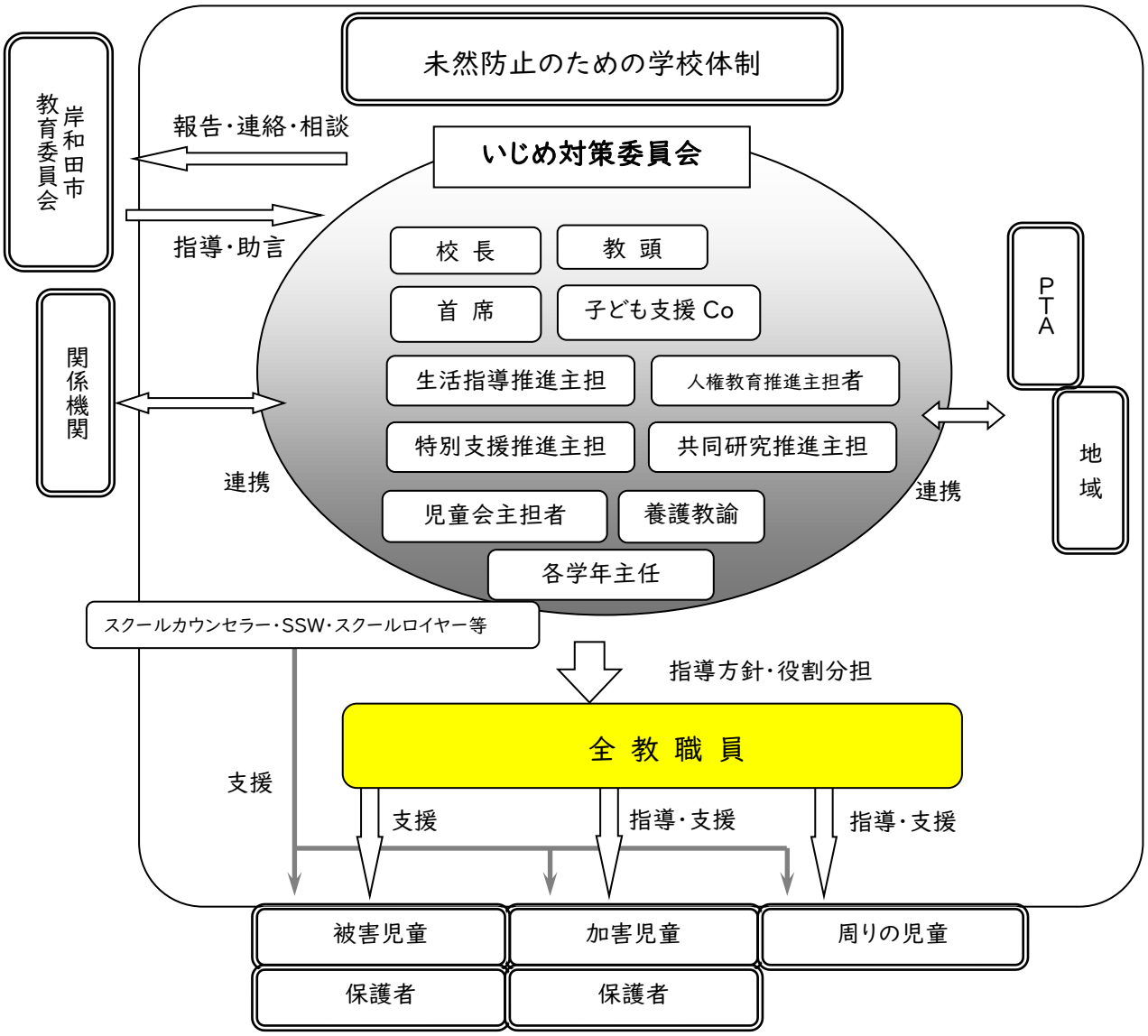

・いじめ未然防止のため、各組織、全職員が情報を共有し、取り組めるようにする。
・それぞれの情報を基に、各推進、各クラスは児童にとって安心、安全な学校づくりを目指す